

この説明書は、行政財産の貸付（自動販売機設置）にかかる一般競争入札に関する説明書です。

1 入札物件

公告及び物件調書のとおり。

2 入札参加資格申請時に必要な書類等

(1) 入札参加申請書（様式1）

(2) 使用印鑑届（様式2）

(3) 身分証明書

参加者が個人の場合は身分証明書、法人の場合は登記事項証明書を提出すること。

(4) 納税証明書（写し可）

①国税 法人：納税証明書その3の3 個人：納税証明書その3の2

②市税 法人：法人市民税、固定資産税 個人：市民税、固定資産税、国民健康保険税

※②は市内事業者のみ提出すること。

(5) 委任状（様式3）（代表者が、支店・営業所等の長に委任する場合は提出してください。）

(6) 誓約書（様式4）

(7) 自動販売機設置実績調書（様式5）

(8) 入札保証金免除申請書（様式6）（該当する場合のみ）

※ただし、十和田市物品等有資格者名簿に登録のある者（十和田市契約規則第5条第1項各号の規定に該当する者）は、(2)～(6)に関する提出を免除する。

3 入札の方法

(1) 入札執行回数は、1回とする。

(2) 郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 契約金額は、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札書には、見積もった希望契約金額の110分の100に相当する額を記載すること。

(4) 入札開始時刻の10分前までに入札会場にて受付すること。

4 入札当日に必要な書類

(1) 入札書（様式7）

(2) 委任状（様式8）（代理人により入札に参加する場合は提出してください。）

(3) 印鑑（使用印鑑又は代理人使用印）

(4) 身分証明書（来場者の運転免許証等の写し等）

(5) 入札保証金（領収書及び内訳書）

※ただし、入札保証金免除申請書を事前に受理された者は、(5)を免除する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の5以上とする。

- (2) 入札保証金は、入札日までに、所定の手続きにより市に納付すること。
- (3) 次に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。
 - ①保険会社との間に十和田市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者。
 - ②過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した者。
 - ③十和田市物品等有資格者名簿に登録のある者（十和田市契約規則第5条第1項各号の規定に該当する者）。
- (4) 前号の免除は、入札保証金免除申請書の提出による。
- (5) 落札した者が納付した入札保証金は、契約締結後に返還する。
- (6) 落札者とならなかった者が納付した入札保証金は、入札終了後に返還する。
- (7) 契約保証金は免除とする。

6 入札に係る注意事項

- (1) 印鑑は提出書類すべてに同じものを使用すること。また、当日は印鑑を持参すること。
- (2) 法人の場合は代表者印を押印すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状の提出がなければ入札に参加することはできない。
- (4) 代理人をもって入札させるときは、入札書を代理人名義で作成し委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (5) 入札金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、金額の前に必ず「¥」をつけること。
- (6) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。
- (7) 入札金額は消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。
- (8) 十和田市契約規則（平成17年十和田市規則第75号）第4条に規定する入札心得書を遵守すること。
- (9) 当日は、内容説明等を行わないので、不明な点はあらかじめ問い合わせること。
- (10) 開始時刻に遅れた場合は棄権とみなす。

7 入札の無効

以下に掲げる入札は無効とする。

- (1) 参加する資格を有しない者のした入札。
- (2) 入札書の記載事項に不備がある入札。
- (3) 金額を訂正した入札。
- (4) 入札保証金の納付が必要である場合において、入札保証金の納付額が不足である者がした入札。
- (5) 明らかに連合であると認められる入札。
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (7) 1業者あたりの設置上限数に達した者の入札。ただし、当該案件について、他に入札者がいない場合は、この限りではない。（別紙参照）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、市は設置事業者としての決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとする。

ただし、正当な理由がなく設置を辞退した事業者は、辞退した日から3年間、本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を認めない。

10 自動販売機等の設置について

- (1) 設置事業者に決定された者は、決定の日から7日以内に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を担当部署へ提出すること。
- (2) 設置に関する詳細事項は、担当部署と打合せの上、設置すること。
- (3) 設置期限は仕様書のとおりとする。
- (4) 設置完了後、担当部署に完了報告書を提出しなければならない。

11 関係書類

入札参加申請書等の書類については、十和田市役所総務部管財課で配付する。（市のホームページからもダウンロード可。）

- 様式1：入札参加申請書
- 様式2：使用印鑑届
- 様式3：委任状（代表者が、支店・営業所等の長に委任するもの）
- 様式4：誓約書
- 様式5：自動販売機設置実績調書
- 様式6：入札保証金免除申請書
- 様式7：入札書
- 様式8：委任状

12 その他

- (1) 入札に参加しようとする者が、開札日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。
- (2) 提出された申請書類は返却しない。
- (3) 説明書にない事項については、十和田市契約規則による。

■問い合わせ先

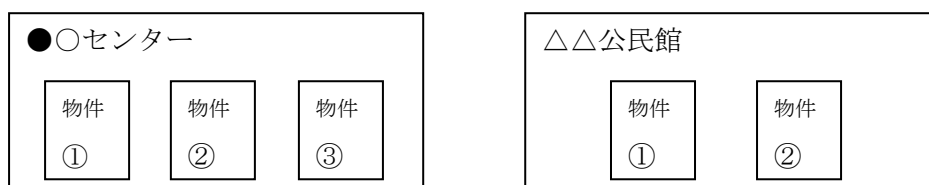
十和田市総務部 管財課 契約係

電話：0176-51-6714（直通） FAX：0176-25-2049

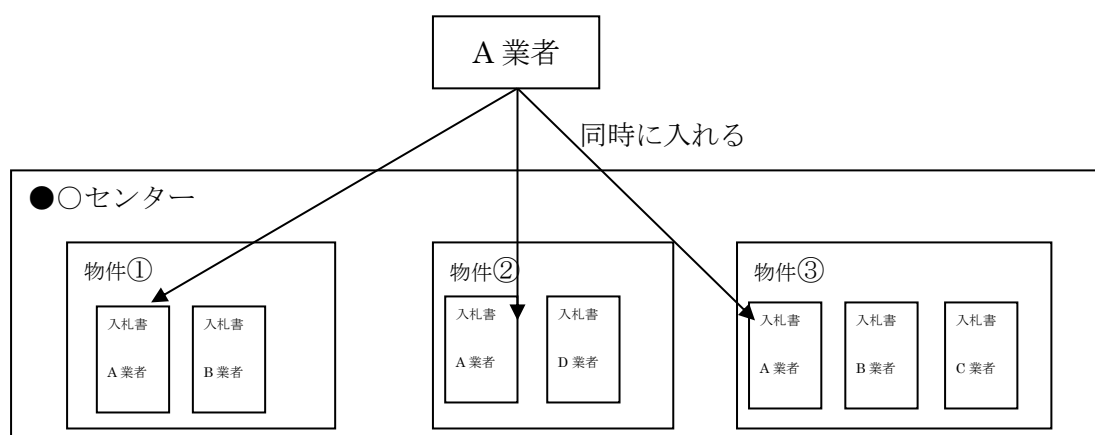
行政財産貸付（自動販売機）の入札について

本入札方法については、下記のとおりとするので留意すること。

- 1 一施設ごとに入札を行う。



- 2 入札執行者の指示により、当該施設の希望する物件番号の入札箱全てに入札書を投函する。



- 3 物件番号順に、開札し落札者を決定していく。

- 4 落札業者が一設置箇所あたりの設置上限数に達した場合で、まだ他に入札を残している場合は、その落札業者の残している入札書は無効とする。（ただし、当該案件について、他に入札者がいない場合は、この限りではない。）

